

# 平成29年度税制改正要望 参考資料

平成28年8月



## 1. 復興特区関係等

- |     |  |     |   |
|-----|--|-----|---|
| (1) | 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置(特別償却又は税額控除)の延長 | ... | 1 |
| (2) | 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置(割増償却)の延長                | ... | 1 |

## 2. 被災代替自動車関係


- |     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|
| (1) | 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長 | ... | 2 |
|-----|---|-----|---|

## 3. 福島関係

- |     |                                      |     |   |
|-----|--------------------------------------|-----|---|
| (1) | 避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される復興拠点への拡大 | ... | 3 |
|-----|--------------------------------------|-----|---|

## 現行制度

- 平成29年3月31日までの間に、一定の要件を満たす被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、以下の特例のいずれかを適用できる。

制度名	対象事業者	対象区域	特例の内容
復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置	認定地方公共団体の指定を受けた 個人事業者又は法人	特定激甚災害地域のうち、認定地方公共団体が復興推進計画において定めた復興居住区域	25%の特別償却又は8%の税額控除  下記の特例の深掘り
特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置	個人事業者又は法人	特定激甚災害地域 (激甚災害法施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域)	割増償却(当初5年間5割増(耐用年数35年以上のものは7割増))

## 現状と課題

- 東日本大震災の被災者の恒久的な住まいを確保するため、被災地においては平成29年度以降も民間賃貸住宅整備のニーズが見込まれる。
- ・民間賃貸住宅が土地区画整理事業等の区域内に建設される場合には、事業用地造成の完了を待って建築工事に着手する必要があるが、宅地の供給完了時期が平成30年度末となる地域もあり、建設に要する期間を考慮すると、平成29年度以降も民間賃貸住宅の整備が続くものと見込まれる。
  - ・福島県においては、避難指示解除後の帰還の動きも想定され、平成29年度以降も民間賃貸住宅の整備が続くものと見込まれる。
- 平成32年度までの復興・創生期間において、住宅再建の加速化及び恒久的な住まいの確保を図り、東日本大震災からの復興を図るため、本特例を平成32年度まで活用できることとし、民間賃貸住宅の建設を促進することが必要である。

## 改正内容

**両特例の適用期限(平成29年3月31日)を4年間延長し、平成33年3月31日までとする。**

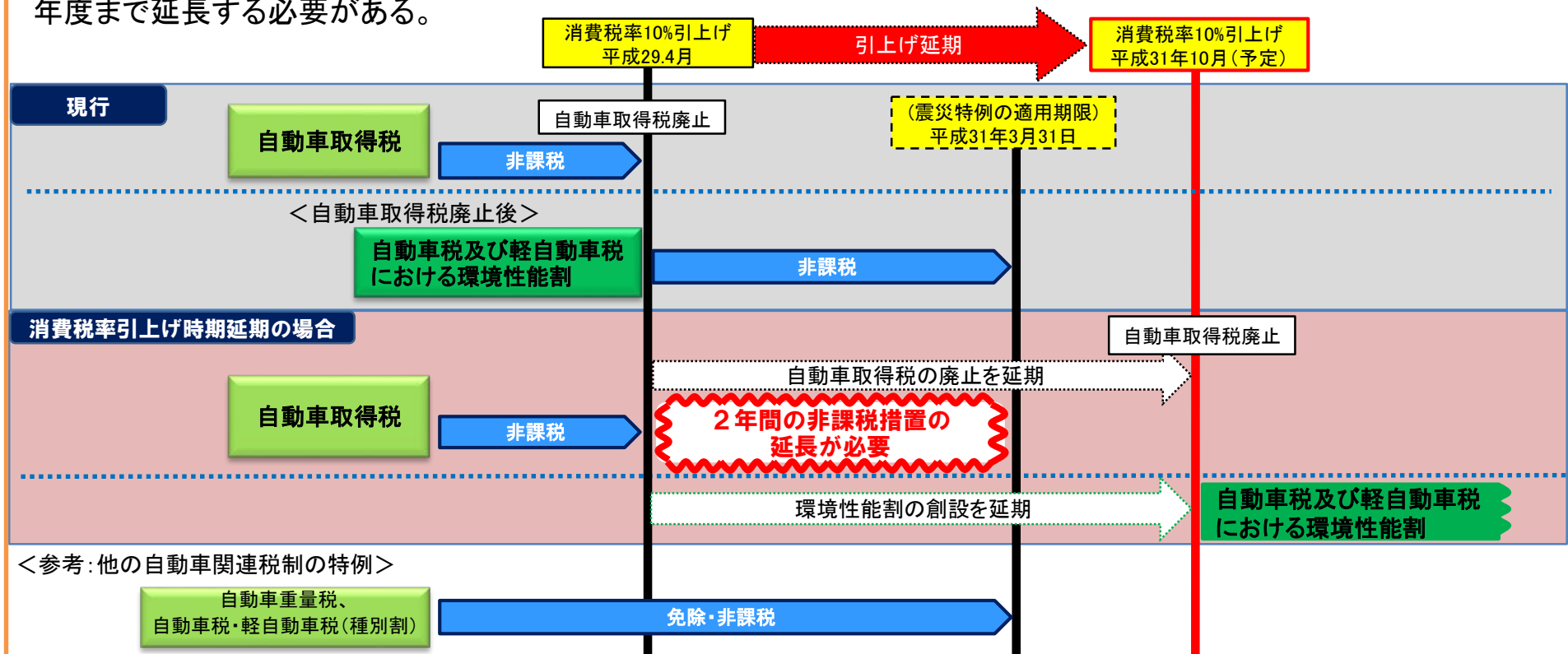
被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長

現行制度

○ 東日本大震災により滅失等した被災自動車の所有者が代替自動車を平成29年3月31日までに取得した場合、当該自動車に係る自動車取得税が非課税とされている。(自動車取得税廃止後は、新たに創設される自動車税及び軽自動車税における環境性能割が平成31年3月31日まで非課税)

現状と課題

○ 消費税率引上げ時期の変更に伴い、自動車取得税が平成29年度以降も存続する場合、同税の非課税措置を平成30年度まで延長する必要がある。






改正内容

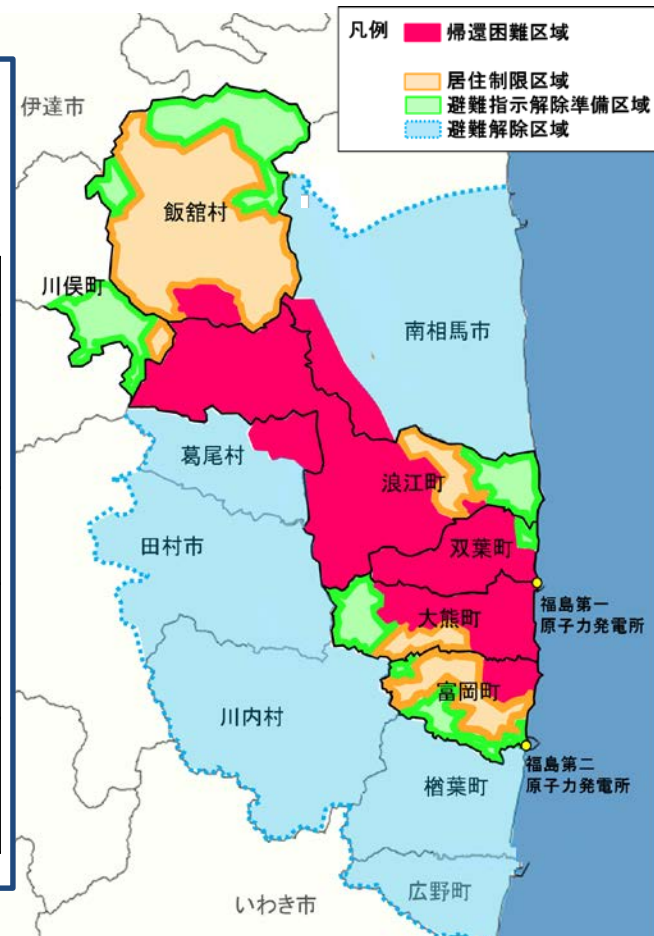
自動車取得税の非課税措置の適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長し、平成31年3月31日までとする。

避難解除区域等に係る特例措置の帰還困難区域内に設定される復興拠点への拡大

現行制度

避難解除区域等※について、被災事業者の事業再開、新規事業者の立地促進等の観点から以下の特例措置が講じられている。

※ 避難解除区域等：避難解除区域 、避難指示解除準備区域 、居住制限区域 



特例	概要
被災事業者又は新規事業者が機械等を取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械又は装置：即時償却又は取得価額の15%を税額控除</li> <li>・建物：取得価額の25%の特別償却又は8%を税額控除</li> </ul>
被災事業者又は新規事業者が避難対象雇用者等を雇用した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給額の20%を税額控除（税額の20%を限度）</li> </ul>
被災事業者が将来の事業再開のために資金を積み立てた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積み立てた準備金の損金算入</li> <li>・準備金を取り崩して再開投資する場合の特別償却</li> </ul>
復興拠点の整備のための都市計画事業「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」に関し、土地を譲渡した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡所得の特別控除（5,000万円特別控除）</li> </ul>

現状と課題

「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）により、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする復興拠点を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定・整備することとされている。

このため、帰還困難区域内に設定される復興拠点において、事業活動が可能となることから、避難解除区域等に講じられている税制上の特例について、対象区域を拡大することが必要である。

改正内容

特例措置の対象区域を帰還困難区域内に設定される復興拠点へ拡大する。